

水質事故を受けた国及び県の対応

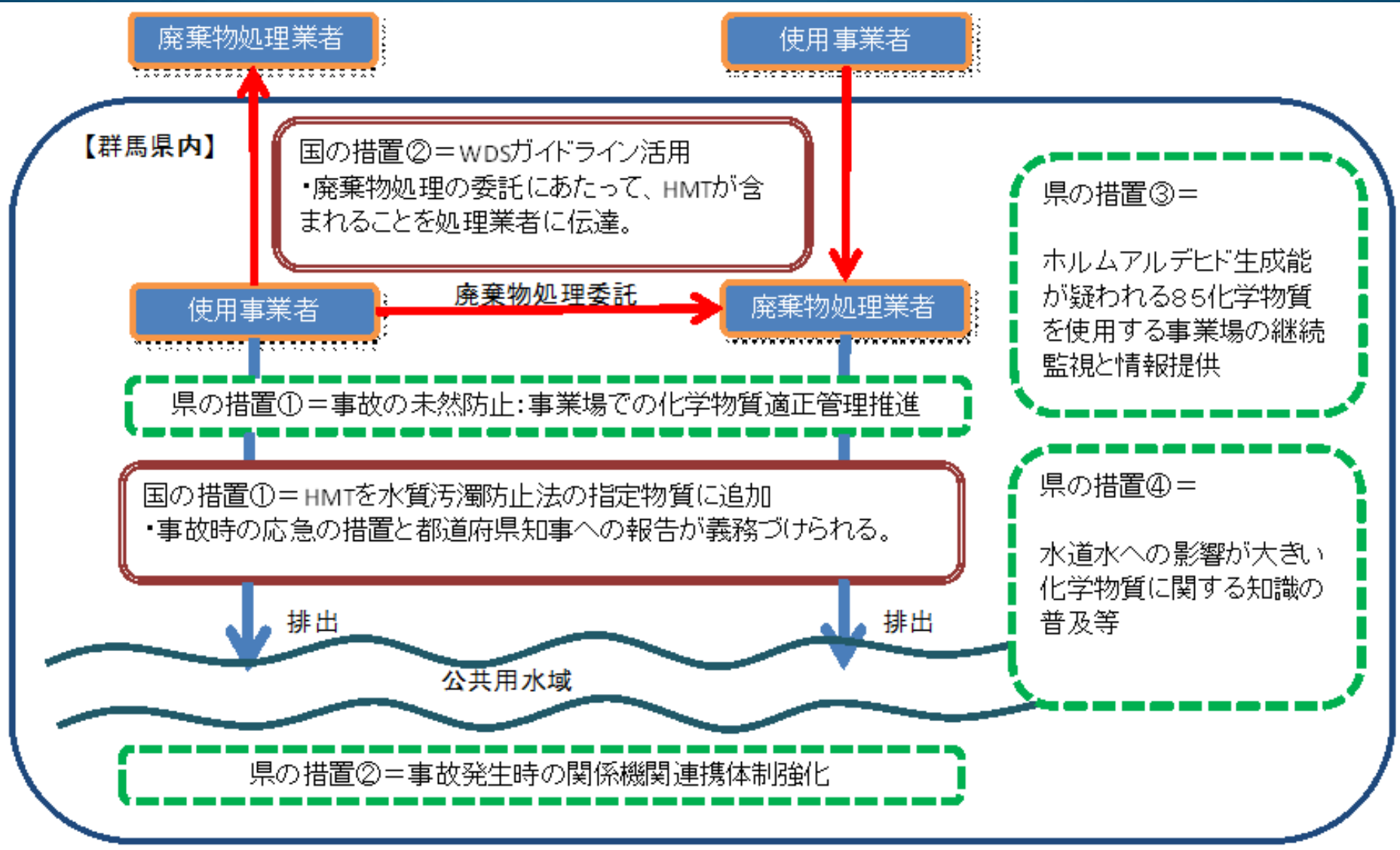
■国の対応

- (1)ヘキサメチレンテトラミンを水質汚濁防止法の指定物質に追加。事故時に応急の措置と県への報告義務。
- (2)廃棄物情報提供ガイドラインの活用によりヘキサメチレンテトラミン含有情報を処理業者に的確に伝達。

■県の対応

- (1)群馬県の生活環境を保全する条例の改正
水道水への影響が大きい化学物質の適正管理計画と年間取扱量の届出を事業者に義務づけ等。4/1施行。
- (2)水質汚濁事故時の関係機関連携体制の強化。

国の当面の措置を補完する県の対応



■ 条例改正の要点1

水道水への影響が大きい化学物質について、事故の未然防止と県内の使用実態の把握を行う。

■ 条例改正の要点2

水道水への影響が大きい化学物質の排出抑制に関する普及啓発に努める。

■改正条例の要点1の内容

- (1) 水道水への影響が大きい化学物質について、県が「管理指針」を策定し、公表する義務を規定。
- (2) 上記の化学物質を年間一定量取り扱う事業者は「適正管理計画」を策定し、県に届け出る義務を規定。
- (3) 上記の事業者は、年間の取扱量を県に届け出る義務を規定。
- (4) 上記(2)、(3)について罰則は設けない。